



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保険、労働保険料率変更

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 減価償却制度の税制改正

NEWS1. (社会保険、労働保険料率変更)

1. 健康保険料率

協会けんぽの保険料率が平成24年3月分(4月納付分)から改正されます。昨年に引き続き今年も引き上げとなります。協会けんぽの保険料率は、都道府県単位で、愛知県の保険料率は9.48%から9.97%に変更されます。愛知県以外の都道府県単位保険料率は協会けんぽのホームページで確認できます。

2. 介護保険料率

介護保険も同様に3月分(4月納付分)より引き上げられます。全国一律で1.51%から1.55%に変更です。

3. 雇用保険料率

24年度の雇用保険料率は以下のとおりであります。これは、前年度の保険料率から2/1000の引き下げとなります。

- 一般の事業・・・13.5/1000
- 農林水産、清酒製造・・・15.5/1000
- 建設業・・・16.5/1000

4. 労災保険料率

24年4月から労災保険料率が改定されます。本年度の保険料率は厚生省のホームページで確認できます。

本年の労働保険年度更新の申告・納付時期は「6月1日～7月10日」です。平成23年度の確定保険料は「平成23年度の保険料率」で計算し、平成24年度の概算保険料は「改定後の保険料率」で計算することとなります。

NEWS2. (書籍の紹介)

『一流選手の親はどこが違うのか』 新潮新書 単行本 杉山 芙美子(著)

内容(「BOOK」データベースより)

石川遼、宮里藍、錦織圭。日本を代表するアスリートである彼らは、そのプレーだけでなく、人間性の素晴らしさでも人々を魅了する存在となっています。では、彼らの親は、いったいどんな方法で「あんないい子」を育てたのでしょうか？そこに普遍的な法則はあるのでしょうか？娘 杉山愛を世界的テニスプレーヤーに育てた著者が、トップアスリートの親たちと共に探る「人間力育成」の極意。

タイトルや著者からは、子供をプロスポーツ選手にするための内容では？と思われそうですが、「人間力」を高めるため、親子で共通のツールを持つ事の実例集として参考になる本です。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

今月(4月)から取得した減価償却資産に係る減価償却制度が改正されたと聞きました。具体的に、どのような改正がなされたのでしょうか。また、弊社は9月決算で、定率法を採用していますが、当期の減価償却費は3月に取得した資産と、4月に取得する資産を、改正前と後の別々の方法で算定しなければならないのでしょうか。

Answer

減価償却制度の改正として、平成24年4月1日以後取得する減価償却資産について、定率法の償却率が引下げられました。

これに伴い、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、特例措置が設定されています。

そこで、貴社の場合は、下記の償却方法の選択をすることが出来ます。



	原則	特例①	特例②
3月取得減価償却資産	250%定率法	250%定率法	200%定率法
4月取得減価償却資産	200%定率法	250%定率法	200%定率法

特例②を選択する場合には税務署への届出が必要となっています。

【解説】

〈減価償却制度の改正〉

対象資産 平成24年4月1日以後取得の減価償却資産
定率法の償却率が、定額法の2.5倍の250%から、定額法の2倍の200%に引き下げられました。また、これに伴い改定償却率、保証率も見直しが実施されました。

ポイント：償却率、改定償却率、保証率が改正されただけで基本的な計算構造等に変化はありません。

〈特例措置〉

(1)改正事業年度(平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度)において平成24年4月1日からその事業年度の終了の日までに取得した減価償却資産
平成24年3月31日以前に取得したものとみなし改正前の250%定率法を選択適用できます。

ポイント：税務署への届出等の手続きは不要。法人が任意に選択できます。

(2)平成24年3月31日以前に取得し、250%定率法を採用している減価償却資産
250%定率法を採用している減価償却資産については、改正事業年度において200%定率法を選択することが出来ます。届出をすることにより、改正後の200%定率法で減価償却をしたとしても、当初の耐用年数で償却を終了することができることとなります。

ポイント：平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに税務署への届出が必要
「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」

改正の影響で固定資産管理システムの修正をすることから、平成24年4月1日より前に取得の減価償却資産も含めて一斉に改正後の200%定率法で減価償却することも考えられます。それにより改正前の250%定率法で償却している減価償却資産を途中から200%定率法で償却することとなれば、償却期間が耐用年数よりも長い年数を要してしまうこととなりますから、これに対する措置と考えられます。

根拠条文等

国税庁「法人税関係法令の改正の概要」

国税庁「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A 平成24年2月」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850